

住宅改修費の支給について

在宅の要介護、要支援認定を受けている人が、お住いの住居に手すりの取り付けなど小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部が支給されます。工事の着工前に介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談してください。

注：改修前に各区保健福祉課へ事前に申請が必要です。

住宅改修費（介護保険制度）

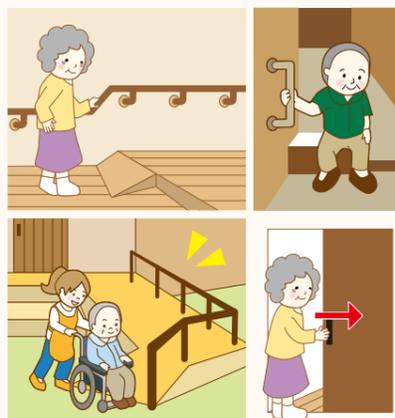
対象者

在宅の要介護、要支援認定を受けている人

対象工事

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑り防止や移動を円滑にするため等の床または通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. 上記1～5の各工事に付帯して必要と認められる工事

※新築や増築、新たに購入する住宅、又は老朽化や故障に伴う工事や防犯・防災を目的とする工事、将来に備えた工事は対象になりません。



利用限度額

20万円

1回の改修で20万円まで使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、引っ越しをした場合は再度利用することができます。

自己負担額

利用者負担割合

(1割、2割または3割)



支払方法

1. 給付券方式

あらかじめ登録された給付券取扱事業者を利用する場合、利用者負担割合（1割、2割または3割）に応じた額を負担し、工事費用（上限20万円）から利用者負担額を除いた額は大阪市が発行する給付券で直接給付券取扱事業者を支払う。

2. 償還払い方式

工事後に領収書等の書類を提出することにより、保険給付の対象となる費用（利用者負担割合に基づく自己負担額を除いた額）を給付される。

問い合わせ・申請窓口

各区保健福祉課（介護保険担当）

また、介護保険制度の住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うときに、関連する工事で支給対象とならない部分については、大阪市独自の高齢者住宅改修費給付事業により住宅改修費が給付される場合があります。詳しくは、各区保健福祉課（福祉業務担当）へお問合せください。

当センターへの相談ケース



事例 1

一人暮らしの男性から「大阪市から来た」と言う人に介護保険の手続きを勧められた。その人から「大阪市が20万円の手すりの工事を2万円ですでしてくれる。」と言われ契約した。工事は来週の予定。本当に大阪市内で工事をしてくれるのかとの相談。

介護認定を申請し、要介護又は要支援と認定されることが必要であること、その上で、住宅改修利用限度額20万円は使いきってしまうと、原則として、今後改修が必要な場合に支給されないと説明する。相談者は「今は、階段は壁を支えにすれば昇れるし、部屋の中も手すりはいらぬ。」とのこと。早急にキャンセルすると決められました。クーリングオフの説明と、解約の相談先として大阪市消費者センター（電話：06-6614-7521）を紹介しました。



事例 2

儉約して生活しているのに、妻の担当ケアマネジャーが、自宅に手すりを付けるように勧める。そんな工事費用はだせない、ケアマネジャーが工務店と共謀しているのではないかと、夫からの相談。

介護保険制度の住宅改修について説明。「ケアマネジャーも1割でできるとは言っていたが、本当に介護保険で工事をしてくれるんだ。」と理解される。相談内容から、最近奥さんが自宅内でつまづくことが増えてきていると確認されました。転倒した際に想定される日常生活への困難さを説明すると、「やっぱり今のうちに手すりを付けてもらう。」と納得されました。



なお、この2つの事例は、相談者や利用者のプライバシーに配慮するとともに、事業所等が特定されないよう内容を一部加工・修正しています。

悪質な訪問販売を行う住宅改修業者にご注意ください！



「介護保険の認定をお持ちなら無料で工事をします」と言って訪問する。

自宅を訪問し、勝手に介護保険の要介護認定申請をする。

自宅を訪問し、不当に高い工事金額で強引に工事契約を迫る。

こういった訪問販売を行う事業者によるトラブルが急増しています。

訪問販売により住宅改修を勧められてもすぐに契約をしたりせず、まずはケアマネジャーやお住いの地域の地域包括支援センター等に相談をしたり、必要性を考えた上で契約する等、十分ご注意ください。

また、区役所・市役所の職員が被保険者の方の自宅を訪問し、要介護（要支援）認定の申請を勧めたり、住宅改修の勧誘をしたりすることはありませんので、不審な訪問者があったときは、各区保健福祉課（介護保険担当）などにご相談ください。